

平成 18 年度
地方行財政重点施策

平成 17 年 8 月
総務省

— 目 次 —

1 分権型社会への着実な移行に向けた地方行財政制度の改革

- (1) 地方税財政制度の改革
- (2) 地方分権時代を担う基礎自治体の構築
- (3) 地方の自主性・自律性の拡大
- (4) 地方議会の活性化
- (5) 道州制の制度設計

2 新たな時代に対応した行政改革・行政運営の推進

- (1) 「新地方行革指針」による行政改革の推進
- (2) 時代に対応した新たな人事行政の展開
- (3) 新しい公共空間の形成
- (4) 電子自治体の新たな展開
- (5) 住民基本台帳の閲覧制度等の見直し

3 個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現

- (1) 活力ある地域づくり
- (2) 個性と魅力にあふれる地域間交流
- (3) 街なかのにぎわい再生
- (4) スポーツによる地域活性化

4 安心安全な地域社会の確立

- (1) 安心・安全の総点検
- (2) 世界最先端の災害緊急情報伝達・収集ネットワークの構築
- (3) 高度消防・救急救助体制等の全国的整備
- (4) 地域防災力の強化等

1 分権型社会への着実な移行に向けた地方行財政制度の改革

(1) 地方税財政制度の改革

国と地方との協議の場などを通じて地方の意見を聴きつつ、地方税財政改革を一層推進。

- ① 税源移譲については、平成18年度税制改正において、個人住民税（所得割）の10%比例税率化を行い、3兆円規模の税源移譲を確実に実施。
- ② 地方六団体が取りまとめた国庫補助負担金改革案を尊重し、義務教育費国庫負担金（8,500億円）の取扱いについて結論を得るとともに、経常的な事務事業や施設整備事業など更に6,000億円規模の税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革を実施。また、税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないよう地方交付税により適切に対応。
- ③ 地方の歳出を見直す一方で、地方公共団体が安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保。また、地方財政計画と決算との乖離の同時一体的是正を推進。
- ④ 地方債について、許可制度から協議制度へ円滑に移行。

(2) 地方分権時代を担う基礎自治体の構築

引き続き市町村合併を推進することとし、合併新法等に基づいて必要な支援を実施。

(3) 地方の自主性・自律性の拡大

地方公共団体の組織編制の自由度の拡大等のため、地方制度調査会の議論を経て、副知事・助役、出納長・収入役、行政委員会制度の見直し及び社会経済情勢の変化に対応した地方財務会計制度の見直しなどを図り、地方の自主性・自律性を拡大。

(4) 地方議会の活性化

政策立案機能の充実及び執行機関に対する監視機能の充実などを図り、地方議会の活性化を推進。

(5) 道州制の制度設計

分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成する等の観点から、将来の広域自治体のあり方として道州制の制度設計等について検討。

2 新たな時代に対応した行政改革・行政運営の推進

(1) 「新地方行革指針」による行政改革の推進

新地方行革指針等に基づき地方行革を強力に推進。

- ① 集中改革プラン及び改革の推進状況について、必要な助言等を実施。毎年度のフォローアップ結果を他団体と比較可能な形で公表。
- ② 諸手当を含む給与の状況や財政状況について、団体間の比較を可能とする公表システムを積極的に活用。
- ③ 地方行革の進捗状況について、シンポジウムの開催やマスメディア等を通じ、情報発信を行うとともに、新たな行革推進手法の活用による取組を推進。

(2) 時代に対応した新たな人事行政の展開

- ① 新地方行革指針等に基づき、定員管理の適正化を進めるとともに、給与情報等の公表システムによる情報開示などを通じ、給与の適正化を強力に推進。
- ② 職務・職責をより重視するとともに、地域の民間給与をより的確に反映する観点から、地方公務員の給与のあり方の見直しを推進。
- ③ より客観的な評価制度の導入の促進など、能力・実績を重視した人事制度の確立を推進。
- ④ 自治大学校等において、e-ラーニングを導入するとともに、合併後の地域経営を学ぶコースを新設するなど、人材の計画的育成を推進。
- ⑤ 任期付任用や修学部分休業等の多様な任用・勤務形態の活用を支援。

(3) 新しい公共空間の形成

行政のみならず、地域の NPO・住民自治組織や民間企業などの多元的な主体が共に公共を担っていく「新しい公共空間」を形成。

- ① 行政と NPO との協働に関する地方公共団体の取組を支援。
- ② 多元的主体と行政とを媒介する組織としての地域自治区の地域協議会などの積極的活用を推進。
- ③ 民間委託を一層推進するため、行政と委託先との責任分担、個人情報の保護や再委託のあり方等についての制度的な観点を含めた検討を踏まえ、取組を推進。

(4) 電子自治体の新たな展開

- ① 地方公共団体の業務改革と住民サービスの向上
 - ア) 組織全体を通じた業務・システムの最適化を図る設計手法の導入を促進するとともに、電子自治体システムで取り扱うデータの標準化を推進。
 - イ) 電子自治体業務の共同アウトソーシングに取り組む地方公共団体等に対して専門家を派遣して支援。
 - ウ) 地方公共団体に対する調査・照会業務最適化計画に基づき、霞ヶ関 WAN、総合行政ネットワーク（LGWAN）を活用した汎用的システムの整備に着手。
 - エ) テレビ端末も活用した住民参画システムの構築に取り組むとともに、まちかどレポーター（仮称）による地域コミュニティの活性化を支援。
 - オ) 地方公共団体の選挙における電子投票の実施を促進。
- ② 電子自治体における安心と信頼の確保
 - ア) 個人情報保護条例の内容の充実を図るとともに、情報セキュリティポリシーに基づく対策や情報セキュリティ監査の実施、情報セキュリティレベル評価の導入を推進。
 - イ) 地方公共団体間の情報セキュリティに関する情報共有を図るために仕組み（自治体 I SAC）の創設を推進。

ウ) 住基ネットにおけるセキュリティの一層の確保を推進。

③ 住基ネット・公的個人認証サービスの利活用の推進

- ア) 住基ネットの有効活用を推進するとともに、多目的利用サービスの推進を図ることにより住基カードの普及を促進。
- イ) 公的個人認証サービスの電子申請等における利用拡大を図るとともに、利便性・信頼性向上方策の研究を推進。また、電気、ガス、医療など公益的分野への利用範囲の拡大を検討。
- ウ) 携帯電話を使った申請や、休日や夜間でもコンビニ等の電子ロッカーで住民票の写しの受取などができるモデルシステムの導入・普及を促進。

(5) 住民基本台帳の閲覧制度等の見直し

住民基本台帳及び選挙人名簿の抄本の閲覧制度について、個人情報保護の観点から抜本的な見直しを行うとともに、市区町村において適切な対応が図られるよう支援。

3 個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現

(1) 活力ある地域づくり

- ① 市町村合併を機に地域資源を活用し、産業・文化・観光等の振興などを図る市町村の活動を支援。
- ② 急速に進行する少子化の流れを変え、地域社会の活力を維持すべく、子育て支援に取り組む地方公共団体を支援するとともに、子育て支援に関する啓発活動を推進。
- ③ 地方公共団体と大学が連携・協働して地域活性化を図るためのプロジェクトを支援。
- ④ コミュニティ活動や地域経済の活性化のため、住基カードや携帯電話等を活用した地域通貨モデルシステムの導入・普及を促進。

(2) 個性と魅力にあふれる地域間交流

- ① 姉妹都市などを活用した国際経済交流の促進を図るため、JET プログラムを活用するとともに、先導的事業などを支援。
- ② 田舎との交流居住を求める都市住民に対し、ＩＣＴの活用による情報提供、相談等の実施により、都市と農山漁村の共生・対流を推進。
- ③ ケーブルテレビ網等の情報基盤など生活環境の整備を支援することにより、過疎地域の自立を促進。
- ④ 各地域の伝統芸術等をポータルサイトに掲載し、動画映像と音声を国内外へ発信する取組を支援。
- ⑤ 小学校における総合学習の時間などを活用した英語活動を一層推進するため、小学校専属ＡＬＴ（外国語指導助手）を重点的に増員。
- ⑥ 地域における多文化共生の取組を推進するため、地方公共団体等による多言語による情報提供、人材育成等を支援。

(3) 街なかのにぎわい再生

- ① 中心市街地における既存施設をリニューアルし、子育て支援や若者の居場所づくりに取り組む地方公共団体を支援。
- ② 土地利用等の計画の見直しを推進するとともに、公有地拡大推進法の先買い土地の用途を弾力化。

(4) スポーツによる地域活性化

- ① 青少年の目標となる全国大会を継続的に開催するスポーツ拠点を全国各地に形成。
- ② 地域においてスポーツ指導等を行うJETプログラムのSEA（スポーツ国際交流員）の配置を促進。
- ③ 著名なスポーツ指導者等と住民との交流によりスポーツの振興と地域の再生を図る市町村を支援。
- ④ 既存のスポーツ施設を有効活用するために増改築等を行う地方公共団体を支援。

4 安心安全な地域社会の確立

(1) 安心・安全の総点検

- ① 国民保護・大規模地震災害等に対応するため、研究開発体制の充実を含め消防庁における危機管理体制を充実・強化。
- ② 全地方公共団体における地域防災計画の総点検を促進。
- ③ 地方公共団体における国民保護計画の作成支援、安否情報の収集・提供システムの構築、実践的な訓練の実施及び普及啓発の強化等国民保護のための体制整備を支援。

(2) 世界最先端の災害緊急情報伝達・収集ネットワークの構築

- ① 内閣官房と連携して全国瞬時警報システム（J－ALERT）を整備するとともに、携帯電話・テレビを自動起動させ警報を伝達するシステムの開発・普及を促進。
- ② 迅速な初動対応のため、ヘリコプターテレビ電送システムの全国的配備、ヘリコプターの夜間運用及び直接衛星通信、震度情報ネットワークの迅速な送信の確保等を推進。
- ③ 消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用を推進。

(3) 高度消防・救急救助体制等の全国的整備

- ① 「特別高度救助隊」を政令市消防本部に、「高度救助隊」を中核市規模以上の消防本部に配備し、その養成講座を消防大学校に創設。
- ② 大規模地震・特殊災害等に対処するため、緊急消防援助隊を4,000隊に増強。
- ③ 救急需要の急増を踏まえ、119番通報時の適切なトリアージ（緊急度判断）の在り方や民間搬送事業者の活用等について、総合的な検討を実施。

(4) 地域防災力の強化等

- ① 消防団を充実・強化するとともに、防災コーディネーターの養成を図り、地域コミュニティによる地域安心安全ステーションを全国展開。
- ② 耐震化緊急実施計画・津波避難計画の策定及び避難地・避難路の整備を促進するとともに、災害時要援護者避難支援プランの作成を支援。
- ③ 産学官連携による競争的研究を推進するとともに、消防法令に係る性能規定化を着実に推進。
- ④ 住宅防火対策について、火災警報器の普及啓発を推進。
- ⑤ 放火火災防止対策戦略プランを普及促進するとともに、官民一体での危険物事故防止対策を推進。